

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん
高校生等奨学給付金（国公立）
申請の手引き

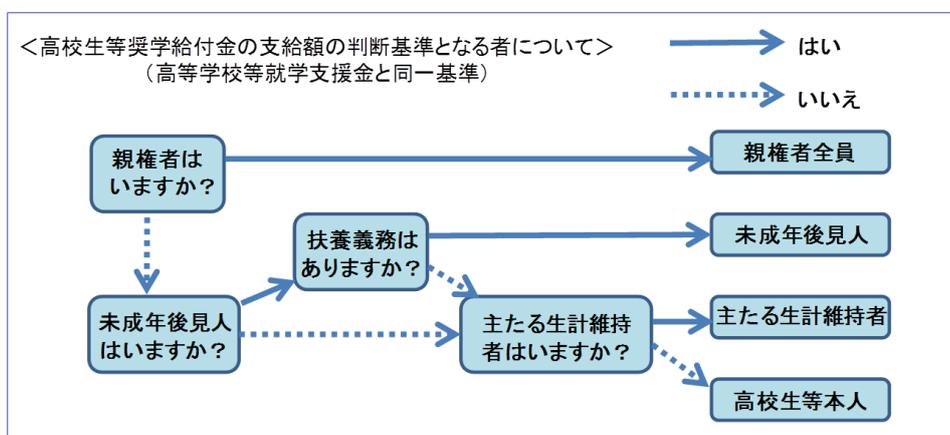
2回目
(7月～)

令和5年度 新入生に対する一部早期給付

◆1 申請者

保護者等（専攻科は「生計維持者」と読み替えます）

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。
- ※4 在学中に高校生等が成人を迎えた場合の保護者等についても、就学支援金と同様の基準とします。



◆2 基準日

令和5年7月1日（在籍状況確認日）

◆3 提出締切

7 月 日

※締切は在学する高等学校等に確認してください。
※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

◆4 給付時期

10月下旬頃～翌年1月頃

審査の終わったものから順次振り込みます。
(兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りません。)

◆5 提出先・問い合わせ先

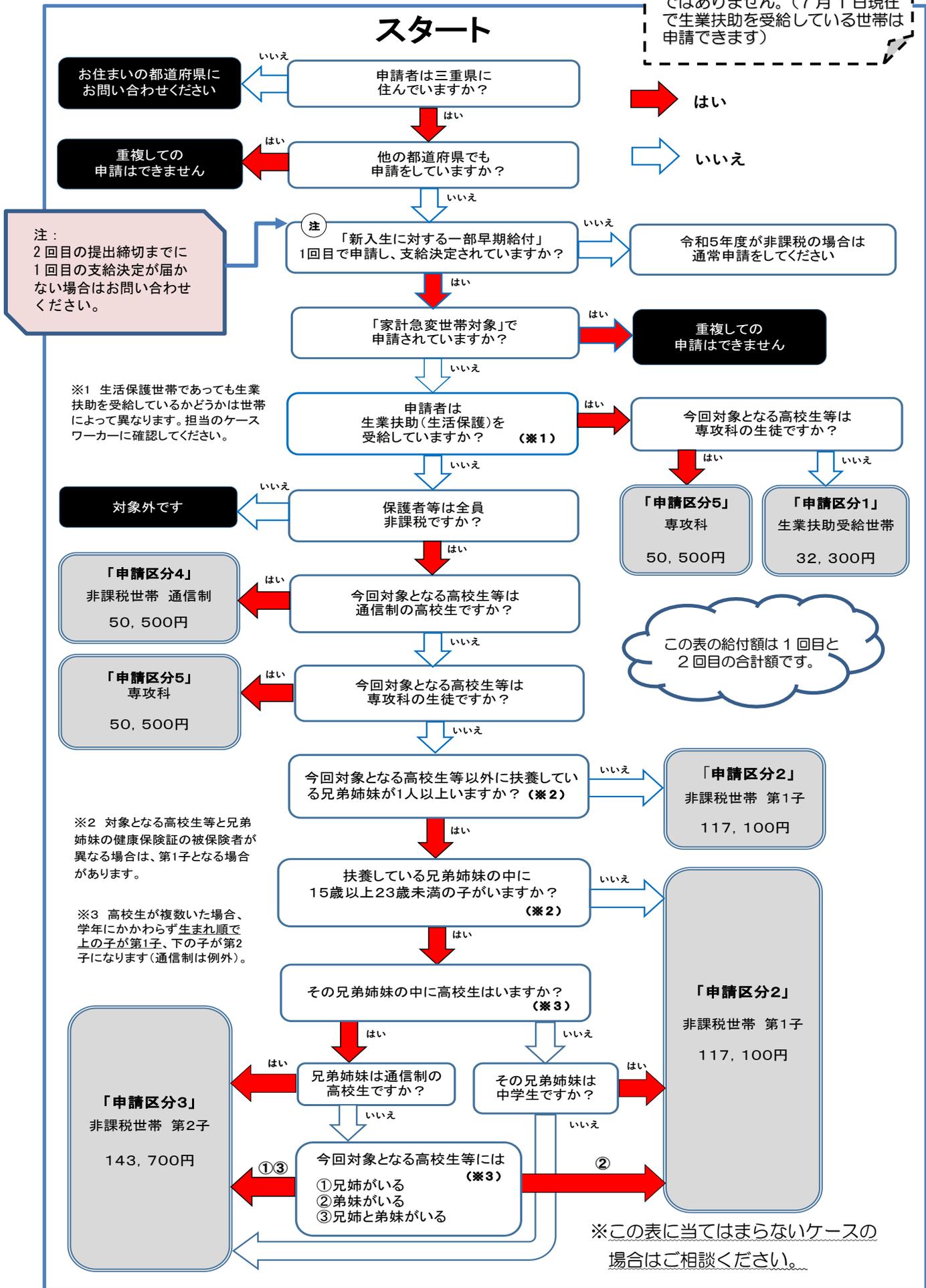
- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等
- ・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当
電話 059-224-2827（受付 平日 8:30～17:00）
※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 申請区分の確認

- ・世帯の状況により、提出する書類が異なります。
- ・申請区分1から5のいずれの申請区分に該当するかを確認してください。

2回目の申請において、令和5年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和5年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(7月1日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます)



◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

《三重県立高等学校》《国立・三重県外の高等学校等》

申請区分1 24,225円 生業扶助受給世帯

- ① 申請書 (様式1-5)
- ② 給付金の振込について
(様式1-5別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 生業扶助受給証明書
- (⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分2 87,825円 全日制・定時制・第1子

- 申請区分4 37,875円 通信制
- ① 申請書 (様式1-5)
 - ② 給付金の振込について
(様式1-5別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
 - ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
 - ④ 住民票 (保護者等全員分)
 - ⑤ **令和5年度** 課税証明書等 (保護者等全員分)
 - (⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

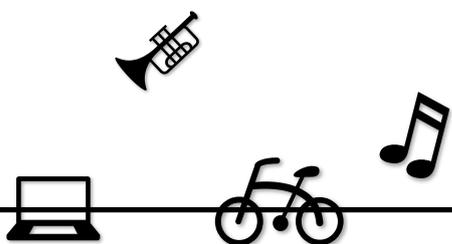
申請区分3 107,775円 全日制・定時制・第2子

- ① 申請書 (様式1-5)
- ② 給付金の振込について
(様式1-5別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ <第2子> 兄弟姉妹の状況について
(様式1-5別紙3) ← 健康保険証の写しを貼付
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ **令和5年度** 課税証明書等 (保護者等全員分)
- (⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

専攻科の高等学校等

申請区分5 37,875円

- ① 申請書 (様式1-5)
- ② 給付金の振込について
(様式1-5別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑥ **令和5年度** 課税証明書等 (保護者等全員分)
- (⑥ 個人対象要件証明書(参考様式)
← 専攻科支援金を受給していない場合のみ必要))
- (⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)



- ★申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください。
- ★「給付金の振込について」は、1回目の申請と同じ振込口座を記入してください。
- ★提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!
(不備があると給付が遅れる原因になります)
- ★新入生一部早期給付 1回目を申請し、支給決定された方が対象です。

---新入生一部早期給付額---

| 世帯種別 | | 申請区分 | 1回目 給付額 (4~6月分) | 2回目 給付額 (7~3月分) | 給付額 (年 額) | |
|----------|-----------|-------|--------------------|--------------------|--------------|----------|
| 生業扶助受給世帯 | 全日・定時・通信制 | 申請区分1 | 8,075円 | 24,225円 | 32,300円 | |
| 非課税世帯 | 全日制 | 第1子 | 申請区分2 | 29,275円 | 87,825円 | 117,100円 |
| | | 第2子 | 申請区分3 | 35,925円 | 107,775円 | 143,700円 |
| | 通信制 | 申請区分4 | 12,625円 | 37,875円 | 50,500円 | |
| | 専攻科 | 申請区分5 | 12,625円 | 37,875円 | 50,500円 | |

※2回目の給付額は給付額(年額)から1回目の給付額を差し引いた金額となります。

◆8 提出する書類の注意点

※ 提出書類に不備がある場合は、書き直し、再提出を求めることとなりますのでご注意ください。

| 書類 | 注意点 |
|----------------------------------|--|
| 申請書（様式 1-5） | <ul style="list-style-type: none"> 黒ボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンは使わないでください。 訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。 住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。 |
| 住民票 ※市役所、町役場等で取得してください。 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（原則両親分）のもの 交付日が<u>基準日（令和5年7月1日）以降</u>のもの 世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要） <u>個人番号（マイナンバー）の記載がないもの</u> <p>※ <u>市役所、町役場等で発行されたまま、取り外さずに全員分を提出してください。</u></p> <p>※ 住民票については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</p> |
| 収入状況を確認する書類 | <p>生業扶助受給証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 生業扶助受給証明書（または生活保護証明書）が必要です。 <u>基準日（令和5年7月1日）現在</u>の生業扶助の受給が確認できるもの 申請者の名前が確認できるもの <p>※ 福祉事務所、町役場（生活保護担当窓口）で取得してください。</p> <p>※ 生活保護世帯であっても、生業扶助を受給していない場合には、非課税世帯での申請になりますので、生活保護証明書ではなく課税証明書等を提出してください。</p> |
| | <p>課税証明書等</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（原則両親分）のもの <u>令和5年度</u>の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であることが確認できるもの <p>※ <u>市役所、町役場等で取得し、全員分を提出してください。</u></p> <p>※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可</p> <p>※ 課税証明書等については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</p> |
| 健康保険証の写し | <p>次の場合のみ提出が必要</p> <p>申請区分3（第2子）で申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した高校生等本人と兄弟姉妹の分が必要 <p>申請者が申請書 6-2 ④「主たる生計維持者1名」または、⑤「対象となる高校生等本人」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した高校生等本人の分が必要 <p>※ 7月1日が有効期限内にないときは、健康保険資格喪失証明書を、前職の会社を通じて健康保険組合、または年金事務所、市役所・町役場（国民健康保険の場合）等で取得してください。</p> |
| 県外の高校生等のみ必要 在学証明書（様式5） | <ul style="list-style-type: none"> <u>基準日（令和5年7月1日）現在</u>の在学を確認できるもの 様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可 <p>※ 在学校で取得してください。</p> <p>※ 県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。</p> |

※ 申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。